

地方独立行政法人奈良県立病院機構料金等規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 地方独立行政法人奈良県立病院機構が徴収する料金の額等について定めるものとする。

第2章 病院に関する料金

(使用料及び手数料の額等)

第2条 使用料及び手数料の額は、次のとおりとする。

平成20年厚生労働省告示第59号（診療報酬の算定方法）第1号及び第2号並びに平成20年厚生労働省告示第93号（厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法）並びに平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）の規定により算定した額とする。

ただし、次に掲げるものについては、それぞれ次のとおりの額とする。

一 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の規定による療養の給付に係るものについては、平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の115を乗じて得た額とする。

二 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定により損害賠償が請求できる場合の医療に係るものについては、平成20年厚生労働省告示第59号第1号及び第2号の規定により算定した額に100分の150を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により算定することができない使用料及び手数料の額は、別表1及び別表2に定める額とする。

3 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の使用料又は手数料の全部又は一部を免除することができる。

第3章 その他の料金

(情報公開による手数料等の額等)

第3条 情報公開による手数料等の額は、奈良県情報公開条例及び奈良県情報公開条例施行規則に定める額とする。

2 前項の費用の徴収時期等は、同条例及び同施行規則に定めるものとする。

(個人情報の開示による手数料及び費用負担の額)

第4条 個人情報の開示による手数料及び費用負担の額は、別表1に定める額とする。

2 前項の費用の徴収時期等は、別表1に定めるものとする。

(土地貸付料の額等)

第5条 土地貸付料の額は、次のとおりとする。

一 工作物の設置に係る土地貸付料は、別表3に定める額とする。ただし、別表3の定めにより難しいものは、別表3に準じて理事長が定める額とする。

二 前項以外の土地貸付料は、土地の時価、使用面積等を基準に算定した額とする。

2 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前各項の土地貸付料を減免することができる。

きる。

- 3 徴収した土地貸付料は、還付しない。ただし、使用料を納付した者の責めに帰することができない理由より使用できなかった場合は、この限りでない。

(建物貸付料の額等)

第6条 建物貸付料の額は、使用面積、地代相当額等を基準に算出した額とする。

- 2 理事長は、特別の理由があると認めるときは、前項の建物貸付料を減免することができる。
- 3 徴収した建物貸付料は、還付しない。ただし、使用料を納付した者の責めに帰することができない理由より使用できなかった場合は、この限りでない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

別表1（第2条関係）の特別室使用料にかかる変更は、新総合医療センター開設日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月27日から施行する。

ただし、改正後の第3条、第4条及び別表1の規定については、令和6年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条および第 4 条関係)

名称		使用料額又は手数料額
他の病院又は診療所からの文書による紹介のない患者(緊急その他やむを得ない事情のある者を除く。)に対する加算料		総合医療センター、西和医療センター 初診料算定 1 回につき 7,700円(税込) (歯科医師による場合) 5,500円(税込) 総合医療センター、西和医療センター 再診料算定 1 回につき 3,300円(税込) (歯科医師による場合) 2,090円(税込)
特別室使用料 (総合医療センター) ※消費税法で非課税とされる助産に係る資産の譲渡等に該当する場合については	特室	1 日につき 36,300円(税込)
	LDR室	1 日につき 24,200円(税込)
	A室	1 日につき 12,100円(税込)
	B室	1 日につき 10,900円(税込)
	C室	1 日につき 4,240円(税込)
	D室	1 日につき 16,500円(税込)
	E室	1 日につき 13,200円(税込)
(西和医療センター)	特室	1 日につき 19,800円(税込)
	A室	1 日につき 7,810円(税込)
	B室	1 日につき 1,980円(税込)
(総合リハビリテーションセンター)		1 日につき 7,700円(税込)
健康診断の料金		平成20年厚生労働省告示第59号(診療報酬の算定方法)第1号及び第2号の規定(以下「診療報酬算定方法の規定」という。)を準用して算定した額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する率と当該率に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する率を乗じた率とを合算した率を乗じて得た額を加算した額(その額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)
診療契約によるもの		病院長が契約により定める額
通算入院期間が180日を超えた日以後の入院のうち選定療養に係る入院料		1日につき入院基本点数の100分の15に相当する点数(1点未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した点数)に10分の110を乗じて得た額(10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した額)
分べん介助料		次に掲げる額を合算した額 (1) 190,000円(多胎分べんの場合にあつては、190,000円に、胎児の数から1を減じた数に95,000円を乗じて得た額を加算した額)(非課税) (2) 次に掲げる場合にあつては、前号の規定により算出した額にそれぞれ次に定める率を乗じて得た額(非課税) ア 診療時間以外の時間 100分の25 イ 休日 100分の35 ウ 深夜 100分の35 (3) 産科医療補償制度に係る掛金の額に相当する額 胎児の数 1 につき 12,000円(非課税)

名称			使用料額又は手数料額
分べんに伴う入院料			診療報酬算定方法の規定を準用して算定した額、食事の提供にあっては平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準）の規定を準用して算定した額を加算する。
新生児介補料			1 日につき 4,180円(非課税)
死後の処置料			1 回につき 11,000円(税込) ただし、病理解剖を行う場合は無料とする。
死体検案料			1 回につき 8,250円(税込)
セカンドオピニオン			60分まで 26,000円(税込) 60分以降30分につき 13,000円(税込)
面談料			30分まで 7,000円(税込) 30分以降30分につき 7,000円(税込)
個人情報の開示による手数料			330円（税込）
個人情報 の開示に よる費用 負担額	写しの 作成費 用	コピー代（文書又は 図面の写し）	単色刷り 22円（税込）／枚 多色刷り 110円（税込）／枚
		画像データ（CD－ R等の電磁的記録媒 体）	1枚あたりにつき1,100円(税込)
	写しの送付に要する費用		写しの送付に要する郵送料（実費）
※ 個人情報の開示による手数料は、開示請求時に徴収する。 写しの作成費用は、写しを交付する際に徴収する。 写しの送付に要する費用は、写しを送付する際に徴収する。			
※ 写しの作成費用の総額が、330円以下の場合はその金額を徴収しない ものとし、330円を超える場合はその超えた金額を徴収するものとする。			

名称	使用料額又は手数料額
健康診断の料金の項から前項までによることができない医療行為等の料金	病院長が実費を基準として定める額
駐車場使用料(税込)	(奈良県総合医療センター) (1) 奈良県総合医療センターの駐車場で1時間を超えて駐車をした場合における当該1時間を超える時間 1時間につき 300円 (1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げる。) (2) 当該病院において、診療、保健指導若しくは医療相談を受け、診断書若しくは証明書の交付の申請若しくは受領を行い、又は入院若しくは退院をする際に駐車場を使用した場合 (一) 1時間を超えて24時間まで 300円 (二) 当該24時間を超える時間 24時間につき 300円 (24時間未満の端数があるときは、これを24時間に切り上げる。) (3) ただし、当該病院において、病院長が認める際に駐車場を使用する場合は、無料とする。 (西和医療センター) (1) 西和医療センターの駐車場に駐車した場合 30分につき 300円 (30分未満の端数があるときは、これを30分に切り上げる。) (2) 当該病院において診療、保健指導若しくは医療相談を受け、診断書若しくは証明書の交付の申請若しくは受領を行い、又は入院若しくは退院をする際に、1時間を超えて駐車をした場合における当該1時間を超える時間 5時間につき 200円 (5時間未満の端数があるときは、これを5時間に切り上げる。) (3) 当該病院における入院患者の面会者が30分を超えて駐車をした場合における当該30分を超える時間 30分につき 200円 (30分未満の端数があるときは、これを30分に切り上げる。) (4) ただし、当該病院において、病院長が認める際に駐車場を使用する場合は、無料とする。

注 分べん介助料の項に規定する「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」とは、平成20年厚生労働省告示第59号別表第1第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料注4に規定する「診療時間以外の時間」、「休日」及び「深夜」をいい、同項に規定する「産科医療補償制度」とは、分べん機関と妊産婦との間であらかじめ締結した補償契約に基づいて、通常の分べんにもかかわらず脳性麻痺となった児に対し補償金を支払う制度で財団法人日本医療機能評価機構（平成7年7月27日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。）が運営するものをいう。

別表２（第２条関係）

文書名		手数料額
1	保険会社所定様式診断書（診断書・入院証明書・通院証明書・手術証明書・死亡証明書等）	1 通につき 5,500円(税込)
2	全労災、共済等診断書（診断書・入院証明書・通院証明書・手術証明書・死亡証明書等）	
3	共済会、互助会関係（診断書・療養証明書・給付金請求書）	
4	保険会社からの症状照会書、被保険者症状調査票（全労災、府民共済、簡易保険含む）	
5	死亡診断書（保険会社所定様式）	
6	自賠責診断書	
7	自賠責後遺症診断書	
8	身体障害者手帳交付診断書および障害関係各種診断書	
9	障害年金診断書	
10	国民年金、厚生年金保険、船員保険年金診断書	
11	老人施設（診断書）	1 通につき 3,300円(税込)
12	副作用救済給付用（診断書）	
13	死亡診断書（戸籍様式）	
14	死亡診断書（病院所定様式）	
15	死産証明書（病院所定様式）	
16	自賠責診療報酬明細書	
17	高次脳機能障害の意見書（脳外傷、脳血管疾患等による精神症状および意識障害等の所見）	
18	精神障害者手帳交付診断書	
19	自立支援医療（精神通院医療）診断書	
20	肝炎インターフェロン公費診断書	
21	特定疾患医療証臨床調査個人票（新規・更新）	
22	特定疾患治療研究事業診療承諾書	
23	小児慢性特定疾患医療意見書、診断書（県内・県外）	
24	おむつ使用証明書（医療費控除申請用）	
25	ストマ用装具使用証明書（医療費控除申請用）	
26	アフターケア実施期間の更新に関する診断書	
27	その他様式の診断書	
28	出生届（病院所定様式）	
29	出産育児一時金証明書、意見書	
30	出産手当金証明書、意見書	
31	家族出産育児一時金証明書、意見書	
32	妊娠証明書	
33	病院所定様式の診断書・通院証明書	1 通につき 1,950円(税込)
34	通院証明書（院内様式）	
35	日常生活用具給付意見書	
36	障害者総合支援法（補装具）意見書	
37	その他各種証明書	
38	診療費支払証明書	1 か月につき 1,100円(税込) ただし、過去5年以内に限る。

別表 3 (第 5 条関係)

(金額はすべて税込)

区分		金額		
		単位	所在地	摘要
			第二級地	
第一種電柱		一本につき一年	7 3 0 円	組立鉄柱又はH柱は、二本とみなす。
第二種電柱			1, 1 0 0 円	
第三種電柱			1, 5 0 0 円	
共架電線その他上空に設ける線類		長さ一メートルにつき一年	7 円	
地下電線その他地下に設ける線類			4 円	
地下工作物	外径が0. 0 7メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	2 7 円	
	外径が0. 0 7メートル以上0. 1メートル未満のもの		3 9 円	
	外径が0. 1メートル以上0. 1 5メートル未満のもの		5 9 円	
	外径が0. 1 5メートル以上0. 2メートル未満のもの		7 8 円	
	外径が0. 2メートル以上0. 3メートル未満のもの		1 2 0 円	
	外径が0. 3メートル以上0. 4メートル未満のもの		1 6 0 円	
	外径が0. 4メートル以上0. 7メートル未満のもの		2 7 0 円	
	外径が0. 7メートル以上1メートル未満のもの		3 9 0 円	
	外径が1メートル以上のもの		7 8 0 円	
標識		一本につき一年	1, 0 0 0 円	標灯、標柱その他これらに類するもの
郵便差出箱及び信書便差出箱		一個につき一年	5 5 0 円	

注

1 第二級地に該当する区域は、次の表のとおりとする。

第二級地	奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、三郷町、斑鳩町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の区域
------	--

2 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち 3 条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち 4 条又は 5 条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち 6 条以上の電線を支持するものをいうものとする。

3 共架電線とは、電柱を設置する者以外の者が当該電柱に設置する電線をいうものとする。

4 使用延長に 1 メートル未満の端数が生じるとき、又は使用延長が 1 メートル未満であるときは、当該 1 メートル未満の延長については、1 メートルとみなして計算する。

5 使用期間に 1 年未満の端数が生じるとき、又は使用期間が 1 年未満であるときは、月割により計算し、なお、使用期間に 1 月未満の端数が生じるとき、又は使用期間が 1 月未満であるときは、当該 1 月未満の期間については、1 月とみなして計算する。